

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第9号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中

京都市立学校事務職員	京都市立〇〇高等学校(全日制)(定時制)事務長 京都市立〇〇養護学校事務長 京都市立〇〇学校(全日制)(定時制)(本校)(分校)専門幹 京都市立〇〇学校(全日制)(定時制)(本校)(分校)事務主査	勤務辞令を用いない。
		勤務辞令を用いる。
京都市立学校事務員		

を

京都市立学校事務職員	京都市立〇〇高等学校事務長 京都市立〇〇養護学校事務長 京都市立〇〇学校(本校)(分校)専門幹 京都市立〇〇学校(本校)(分校)事務主査	勤務辞令を用いない。
		勤務辞令を用いる
京都市立学校事務員		

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員課)